

平成27年第5回大山町教育委員会

招集年月日 平成27年4月22日(水) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	小原康正	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第 1 号 大山町保育の必要性の認定基準に関する規則の制定について

日程第 4 議案 第 2 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の制定について

日程第 5 議案 第 3 号 大山町保育所規則の全部改正について

日程第 6 議案 第 4 号 大山町人権交流センター規則の制定について

日程第 7 議案 第 5 号 大山町児童館規則の制定について

日程第 8 議案 第 6 号 大山町立学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第 9 議案 第 7 号 平成27年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

日程第10 議案 第8号 平成27年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

日程第11 議案 第9号 平成27年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命について

日程第12 議案 第10号 平成27年度 要保護児童生徒の認定について

日程第13 議案 第11号 平成27年度 準要保護児童生徒の認定について

日程第14 議案 第12号 区域外就学の承諾について

日程第15 協議 (1) 総合教育会議、大綱について

(2) 保育所関係の要綱の改正について

(3) その他

3. その他

4. 次回の開催日程 平成27年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
3月 26日	木	卒園式(名和さくらの丘保育園、大山きやらぼく保育園)、第6回大山町子ども子育て会議
27日	金	卒所式(庄内保育所)
31日	火	役場職員退任式
4月 1日	水	役場職員辞令交付式・新任式、教育委員会部局職員辞令交付式、転入教職員辞令交付式・あいさつ式・宣誓式、管理職会議、教育委員会部局管理職歓送迎会
2日	木	大山青年の家辞令交付式、六長合同会議
3日	金	教育委員会事務局歓送迎会
4日	土	全日本学童野球大会(大山野球場)
7日	火	町内小・中学校着任式・始業式
8日	水	町内小・中学校入学式、中山人権の集い
10日	金	鳥取県町村教育長会(鳥取市)、第1回県・市町村教育行政連絡協議会(鳥取市)
11日	土	大山町婦人会総会(JA大山ふれあい会館)
12日	日	県知事・県議会議員選挙投・開票日
13日	月	スクール・ガード・リーダー委嘱状交付式、さすまた贈呈式(名和公民館)、さすまた講習会(名和さくらの丘保育園)
14日	火	高校生マナーアップさわやか運動(~17日)
15日	水	大山青年の家給食会理事会(大山青年の家)、西部町村就学指導委員協議会(西部総合事務所)
16日	木	大山カレッジ入学式(中山中学校)、アマゾンラテルナ来庁、スポーツ推進委員連絡協議会
18日	土	まちづくり大山設立総会(大山公民館大山分館)
19日	日	春の大山一斎清掃
20日	火	西伯郡体育協会評議員会・理事会・表彰委員会(南部町公民館)
21日	水	全国学力・学習状況調査
22日	木	定例教育委員会

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
4月 23日	木	西部地区人権・同和教育振興会議総会(米子市)
24日	金	社会教育委員協議会・公民館運営審議会合同会議
25日	土	退休寺第1遺跡発掘調査成果に係る現地説明会
28日	火	管理職会議
30日	木	六長合同会議、大山町議会臨時会

※ 5月12日(火) 9:00~15:20 教育課程等ヒアリング

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則の制定について

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則を次のように定める。

平成27年 4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

大山町保育の必要性の認定基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項の規定による保育の必要性の認定に関する基準その他支給認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育の必要性の基準)

第3条 保育必要量の認定は、小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前の子どもの保育を行うことが困難であると認められること。（前号に該当する場合を除く。）

- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由であること。（認定の手続）

第4条 保護者は、保育の必要性の認定を受けようとするときは、施設型給付費・施設型保育給付費等支給認定申請書 兼保育所入所申込書（別記様式。以下「支給認定申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に当たって必要があると認めたときは、保護者及びその家族の勤務状況その他審査に必要な事項に関する書類の提出を保護者に求めることができる。
- 3 町長は、第1項の支給認定申請書の提出があったときは、保育の必要性について認定し、又は却下し、その旨を保護者へ通知するものとする。

（保育必要量の区分）

第5条 保育必要量の認定は、次に定める区分により行う。ただし、第3条第3号、第4号、第7号、第8号又は第12号に該当するときは、町長が保護者の客観的事情を勘案して定める区分により認定を行うことができる。

- (1) 保護者の1月あたりの労働時間が平均48時間以上120時間未満であるとき 保育の利用について、1月当たり200時間まで（1日当たり8時間まで。以下「保育短時間」という。）
- (2) 保護者の1月当たりの労働時間が平均120時間以上であるとき 保育時間について、1月当たり275時間まで（1日当たり11時間まで。以下「保育標準時間」という。）
- (3) 第3条第2号、第5号、第9号又は第10号に該当するとき 保育標準時間
- (4) 第3条第6号又は第11号に該当するとき 保育短時間

（優先保育）

第6条 保育を必要とする子どものうち優先的に保育を行う必要があると認められる者は、当該子どもが次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいない女子及び男子の世帯に属していること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること。
- (3) 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又は他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯に属していること。
- (4) 虐待を受ける恐れがある状態その他社会的擁護が必要な状態にあること。
- (5) 精神又は身体に障がいを有していること。
- (6) 保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること。
- (7) 保育を受けようとする保育所が兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所と同一であること。
- (8) 地域型保育事業による保育を受けていたこと。
- (9) その他優先的に保育を行う必要があると町長が認める状態にあること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
兼保育所入所申込書

平成 年 月 日

大山町長 様

次のとおり、施設給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。
また、保育施設への入所を次のとおり申し込みます。

保護者	住所	
	氏名	印
	電話番号	— — — — — —

申請児童	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	性別	第何子	認定証番号
		平成 年 月 日生	歳	男・女	第 子	(既に認定を受けている場合)
保育の希望の有無	有	【第2号・第3号認定】保護者の就労や疾病などの理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合				
	無	【第1号認定】幼稚園等の利用を希望する場合				

①利用を希望する施設(事業者)名・希望理由

利用希望施設	第1希望	理由	<input type="checkbox"/> 自宅に近い	<input type="checkbox"/> 職場に近い	
	第2希望	理由	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	
利用希望期間	平成 年 月 日 から		<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで		
			<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで		
希望する利用時間	<input type="checkbox"/> 教育標準時間認定を希望する <input type="checkbox"/> 保育標準時間認定(最長11時間利用)を希望する <input type="checkbox"/> 保育短時間認定(最長8時間利用)を希望する				

②世帯の状況

児童の世帯員(申請児童除く)	フリガナ 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等	
						父	母
		父 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		母 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		夫 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		妻 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		夫 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		妻 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		夫 平昭大	平昭大 ・		男・女		
		妻 平昭大	平昭大 ・		男・女		
生活保護適用の有無		無・有(平成 年 月 日開始)					
世帯の状況		一般世帯・ひとり親家庭・障がい児(者)のいる世帯					
前年1月1日現在の住所		大山町内・大山町外		当年1月1日現在の住所		大山町内・大山町外	

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を 必要とする理由	続柄	必要とする理由				
		父		□ 就労	□ 疾病・障がい	□ 介護等
		□ 求職活動	□ 就学	□ 虐待・DV	□ 育児休業	
		□ その他 ())		
母		□ 就労	□ 妊娠・出産	□ 疾病・障がい	□ 介護等	□ 災害復旧
		□ 求職活動	□ 就学	□ 虐待・DV	□ 育児休業	
		□ その他 ())		

④申請児童の情報

障害者手帳等の情報	無・有 (身体障碍者手帳・療育手帳・精神障碍者保健福祉手帳)
疾病・アレルギー情報	無・有 ()
その他特記事項	無・有 ()

⑤申請に係る児童を父母以外が扶養している場合は記入してください。(税金の扶養・国保以外保険証の扶養)

扶養者	住所		扶養の種類	□ 税金	□ 保険証
	氏名		生年月日	年月	日生

⑥税情報等の提供に当たって保護者が自署してください。

大山町が施設給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び支給認定申請書に記載された事項について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

印

ここから下は記入しないでください

大山町記入欄

受付年月日	平成 年 月 日
認定の可否	可・否(否とする理由)
認定年月日	平成 年 月 日
認定区分	1号・2号・3号 (標準・短時間)
支給(入所)の可否	可・否(否とする理由) □施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型
支給(利用)期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
利用施設名	□認定こども園(□連 □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼) □地(□幼 □保)) □幼稚園 □保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事)
備考	

施設記入欄

受付年月日	平成 年 月 日
施設名	(事業所番号:)
担当者・連絡先	
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(平成 年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の制定について

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則を次のように定める。

平成27年 4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年大山町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。
(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(利用者負担の額)

第3条 支給認定保護者の利用者負担額（条例第2条に規定する利用者負担額をいう。以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

別表第1に定める額

(2) 小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 別表第2に定める額

2 第1項第1号の規定にかかわらず、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数いる場合においては、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 3人以上の子どもが同時に入所する場合で、当該最年長の子どもが第1子であるとき 第1子は前項に定める額（以下「定額」という。）第2子は定額の2分の1の額、第3子以降は無料とする。

(2) 3人以上の子どもが同時に入所する場合で、当該最年長の子どもが第2子以降であるとき 最年長の子どもは、定額の2分の1の額とし、年齢の降順で2番目（以下「2番目」という。）以降の子どもは無料とする。

(3) 2人の子どもが同時に入所する場合で、当該最年長の子どもが第1子であるとき 第1子は定額とし、第2子は定額の2分の1の額とする。

(4) 2人の子どもが同時に入所する場合で、当該最年長の子どもが第2子以降であるとき 当該最年長の子どもは定額の2分の1の額とし、当該2番目の子どもが第3子以降であるときは無料とする。

3 前各項の規定にかかわらず、月の途中において、入所し、又は退所した場合におけるその月の保育料は、次の日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 月途中の入所の場合 保育料月額×(当該月の月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は25日))÷25日

(2) 月途中の退所の場合 保育料月額×(当該月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日))÷25日

4 保育料の算定に当たっての年齢は、当該年度の初日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

(保育料の納入期限)

第4条 前条の規定により徴収する保育料の納入期限は、教育・保育を受けた当該月の末日(12月にあっては、25日)とする。

(保育料の減免)

第5条 町長は、第3条の規定により算定した保育料が、その保護者の負担能力にかんがみ過重であると認めるときは、その保育料を当該支給認定保護者の申請により減額又は免除することができる。

2 前項の申請は、保育料減免申請書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

3 町長は、前項の申請があった場合は、その可否を審査決定し、保育料減免決定通知書(様式第2号)又は保育料減免申請却下通知書(様式第3号)により当該保護者に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(大山町保育所徴収金徴収基準に関する規則の廃止)

2 大山町保育所徴収金徴収基準に関する規則(平成17年規則第17号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定義	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0
第2	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額(8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分)の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) 3,000
		市町村民税所得割 77,100円以下 16,100
第3		77,101円以上 211,200円以下 20,500
		211,201円以上 25,700
第4		
第5		

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料の額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料月額から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害者（児）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に生活に困窮していると町長が認めた世帯

別表第2（第3条関係）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	0	0	0
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	7,000	6,800	5,000	4,900	4,000	3,900
第3-1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	14,000	13,700	10,000	9,800	9,000	8,800
第3-2	市町村民税所得割 額（8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分）	48,600円未満	16,000	15,700	13,000	12,700	12,000
第4-1	48,600円以上 72,800円未満	21,000	20,600	16,000	15,700	15,000	14,700
第4-2	72,800円以上 97,000円未満	26,000	25,500	19,000	18,600	18,000	17,600
第5-1	97,000円以上 133,000円未満	33,000	32,400	20,000	19,600	19,000	18,600
第5-2	133,000円以上	40,000	39,300	22,000	21,600	21,000	20,600

	169,000円未満						
第6-1	169,000円以上 235,000円未満	46,000	45,200	24,000	23,500	23,000	22,600
第6-2	235,000円以上 301,000円未満	52,000	51,100	26,000	25,500	25,000	24,500
第7	301,000円以上 397,000円未満	58,000	57,000	29,000	28,500	28,000	27,500
第8	397,000円以上	60,000	58,900	31,000	30,400	30,000	29,400

備考

- 1 この表において、「3歳未満児」とは保育の実施を受ける年度の初日の前日(3月31日)において3歳に達していない児童を、「3歳児」とは同日において4歳に達していない児童(3歳未満児を除く。)を、「4歳以上児」とは同日において4歳に達している児童をいう。
- 2 この表の保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育の必要量の認定区分について規定する1日当たり11時間までの保育をいい、保育短時間とは1日あたり8時間までの保育をいう。
- 3 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料の額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると町長が認めた世帯
- 5 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園又は認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童サービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、4に掲げる利用者負担額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア上記5に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合、そのうち最年長のもの1人とする。)	別表第2に定める額
イ上記5に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合、そのうち最年長のもの1人とする。)	別表第2×0.5
ウ上記5に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	無料

10円未満の端数は、切り捨てる。

- 6 第3子以降の児童の保育料は、当該階層の利用者負担額の3分の1とする。ただし、同一世帯のうち、第1子又は第2子と第3子以降の児童が保育所へ同時に2人入所している場合で別表第2の備考5に定める軽減制度の対象とならない児童がいる場合は、これを当該児童とし、第1子又は第2子と第3子以降の児童が保育所へ同時に3人以上入所している場合で、別表第2の備考5に定める軽減制度の対象とならない児童がいる場合は、該当児童及び年齢の3番目に高い児童を除く第3子以降の児童とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、第3子以降の児童のうち、2歳以上児（保育の実施を受ける年度の初日の前日において2歳に達している児童をいう。）の保育料は無償とする。

保育料減免申請書

年　月　日

大山町長　　様

保護者　住所

氏名

印

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則第5条に基づき、保育料の減免を申請します。

記

入所児童の氏名及び生年月日	年　月　日生
入所している保育所等	
減額前の保育料（月額）	円
減額後の保育料（月額）	円
減額を受けたい理由	

保育料減免決定通知書

年　月　日

様

大山町長

印

年　月　日付けで申請のありました保育料減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

入所児童氏名						
保育所等名						
保育料	当初の額	月額			円	
	減免後の額	月額			円	
減免する期間	年　　月　　日から	年　　月　　日まで				
減免の理由						
教示	この通知の内容について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対し異議の申し立てをすることができます。					

保育料減免申請却下通知書

年　月　日

様

大山町長

印

年　月　日付けで申請のありました保育料減免について、次の理由により却下しますので通知します。

入所児童氏名	
保育所等名	
却下の理由	

教示

この通知の内容について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対し異議の申し立てをすることができます。

議案第3号

大山町保育所規則の全部改正について

大山町保育所規則の全部を次のように改正する。

平成27年 4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

大山町保育所規則

大山町保育所規則（平成17年3月大山町規則第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大山町保育所条例（平成17年大山町条例第104号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、大山町立保育所（以下「保育所」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第2条 保育所に入所する児童の定員は、別表第1のとおりとする。

（保育時間及び休日）

第3条 保育所の保育時間は、別表第2に定めるとおりとする。

2 保育所の休日は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く）

3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の保育時間及び休日を変更することができる。

（職員）

第4条 保育所に園長又は所長、副園長、保育士及び調理師ほか必要な職員を置くことができる。

（職員の任務）

第5条 園長及び所長は所内の業務を掌握し、職員を指揮監督する。

2 副園長は園長を補佐し、園長の命を受けて児童の保育に従事する。

3 専門員、主幹保育士、主任保育士及び保育士は、園長又は所長の命を受けて児童の保育に従事する。

4 現業主幹、主任調理師及び調理師は、園長又は所長の命を受けて給食調理に従事する。

（設備及び運営）

第6条 保育所の設備及び運営の基準は、鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）及び大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大山町条例第18号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	入所定員
中山みどりの森保育園	120人
名和さくらの丘保育園	150人
庄内保育所	60人
大山保育所	60人
大山きやらぼく保育園	180人

別表第2（第3条関係）

保育所名	保育標準時間	保育短時間
中山みどりの森保育園	午前7時30分から午後6時30分まで	午前8時30分から午後4時30分まで
名和さくらの丘保育園		
大山きやらぼく保育園	午前7時30分から午後6時まで	午前8時30分から午後4時30分まで
	午前7時30分から午後12時まで	午前8時30分から午後12時まで

備考

この表の保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育の必用量の認定区分について規定する1日当たり11時間までの保育をいい、保育短時間とは1日当たり8時間までの保育をいう。

議案第4号

大山町人権交流センター規則の制定について

大山町人権交流センター規則を次のように定める。

平成27年 4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

大山町人権交流センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大山町人権交流センター条例(平成17年大山町条例第116号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、大山町人権交流センター(以下「センター」という。)の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(職員の職務)

第2条 センター職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、センターの行う各種事業の企画実施及びその他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。
- (2) 職員は、所長の命を受け、センター事業の実施にあたる。
- (3) センターの事務分掌は所長が定める。

(所長が非常勤職員である場合の任期等)

第3条 人権交流センターの所長が非常勤職員として勤務する場合は、次のとおりとする。

- (1) 所長の任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 所長は原則として70歳未満とする。
- (3) 所長の勤務時間は、週30時間程度とする。
- (4) 所長には、大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大山町条例第44号)に定める額の報酬及び費用弁償を支給する。

(開館及び閉館)

第4条 センターは、原則として午前8時30分に開館し、午後5時に閉館する。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日
- (3) 1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (4) 前号に定める日以外の日で町長が特に休館を必要と認めた日

2 町長が特に必要と認めたときは、前項の休館日においても開館することができる。

(管理)

第6条 所長は、センターの施設、設備等(備品を含む。以下同じ。)を管理し、その保全につとめるものとする。

2 所長は、センターの施設、設備等がき損し、又は滅失した場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(利用の許可)

第7条 センターの施設又は設備を利用しようとする者は、センター利用許可申請書(様式第1号)を所長に提出し、その許可(様式第2号)を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が申請書の記載事項を変更しようとしたときは、同様の手続により所長の承認を受けなければならない。

3 センターをその設置の目的以外のために利用するときは、利用の許可とともに、建物にあっては、別表の使用料を納付しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用し、又は他人に利用させないこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設又は設備を利用しないこと。
- (3) 利用前の準備及び利用中の整理は自ら行うこと。
- (4) 施設及び設備の保全に注意すること。
- (5) 利用を停止されたとき、利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用が終了したときには、直ちに原状に復し、設備を整頓し、かつ、室の内外を清掃して管理者に引き継がなければならない。

(施設、設備のき損又は亡失の届出等)

第9条 センターの施設又は設備の利用者が当該施設又は設備を汚損し、き損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第10条 町長は、施設又は設備の利用者に対し、損害賠償を命ずることができる。

(審議会の委員)

第11条 条例第7条の規定に基づく、大山町人権交流センター運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱するものとし、その定数は10人以内とする。

- (1) 町関係職員
- (2) 教育関係職員
- (3) 各種団体代表者

(4) 学識経験者

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、その職を失うものとする。

(会長)

第13条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、人権・社会教育課で処理する。

(簿冊の整備)

第16条 人権交流センターに、その管理運営に必要な諸帳簿を備えなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、大山町人権交流センター規則(平成17年大山町規則第90号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第7条関係)

人権交流センター使用料

室名	1回につき使用料単価	
	8:30~17:00	17:00~22:00
教養娯楽室	300円	450円
調理室	370円	560円
多目的利用室	350円	520円
研修室	250円	370円
遊戯室	1,200円	1,800円
ボランティア室	200円	300円
創作活動室	220円	330円

様式第1号(第6条関係)

所長	主管課長	課長補佐	主査	副査	合議

人権交流センター利用許可申請書						
利 用 責 任 者	住所(所属)		番地			
	氏 名		電 話			
利 用 の 名 称						
利 用 の 内 容						
利 用 す る 施 設	人権交流センター					
利 用 す る 設 備						
利 用 予 定 人 数	人					
会費入場料の徴収の有無	有 • 無					
利 用 す る 日 時	自 至	年 年	月 月	日 日	時 時	分から
		(午前・午後) (午前・午後)				分まで
*利用についての条件						
*使 用 料	円			減	免	

*印欄は記入しないでください。

上記のとおり、人権交流センターを利用したいので申請します。

年 月 日

住所 _____
 申請者 _____
 氏名 _____

大山町長 様

様式第2号(第6条関係)

人権交流センター利用許可書			
利 用 責 任 者	住 所 (所 属)	番 地	
	氏 名		電 話
利 用 の 名 称			
利 用 の 内 容			
利 用 す る 施 設	人権交流センター		
利 用 す る 設 備			
利 用 予 定 人 数	人		
会 費 入 場 料 の 徴 収 の 有 無	有 無		
利 用 す る 日 時	自 年 月 日 (午前・午後)	時	分 か ら
	至 年 月 日 (午前・午後)	時	分 ま で
利 用 に つ い て の 条 件			
使 用 料	円	減	免

上記のとおり、利用を許可します。

年 月 日

申 請 者 住所 _____
氏 名 _____ 様 _____

大山町長

印

議案第5号

大山町児童館規則の制定について

大山町児童館規則を次のように定める。

平成27年 4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

大山町児童館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大山町児童館条例(平成17年大山町条例第106号)第6条の規定に基づき、大山町児童館(以下「児童館」という。)の管理運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 児童館に次の職員を置く。

(1) 館長 1人

(2) 児童厚生員 若干人

2 館長は、町長の命を受け、児童館の行う事業の企画運営に当たる。

3 児童厚生員は、館長の命を受け、館務に従事する。

(開館時間及び休館日)

第3条 児童館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間

大山町下田中児童館

平日 13時から18時まで

土曜日 10時から18時まで

大山町あすなろ児童館

平日 8時30分から17時まで

大山町中高児童館

平日・土曜日 13時から17時まで

ただし、夏季(冬・春)休業中については、8時30分から開館することができる。

(2) 休館日 日曜日及び祝日並びに1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、あすなろ児童館については、土曜日も休館日とする。

(対象児童)

第4条 児童館において指導の対象とする児童は、幼児及び小学校の児童とする。

(使用料の納付)

第5条 大山町児童館条例(平成17年大山町条例第106号)第4条に基づいて目的外利用する者は、あらかじめ大山町公共建物一時使用条例(平成17年大山町条例第66号)に定める使用料を納めなければならない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(運営委員会の委員)

第6条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから選任するものとする。

(1) 町関係職員

(2) 教育関係職員

(3) 各種団体の地区を代表するもの

(4) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(運営委員会の会長)

第7条 運営委員会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、人権・社会教育課で処理する。

(簿冊の整備)

第10条 児童館にその管理運営に必要な諸帳簿を備えなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、大山町児童館規則(平成17年大山町規則第71号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第6号

大山町立学校の学校薬剤師の委嘱について

大山町立学校の学校薬剤師を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年 4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

候補者氏名 (1) 尾澤晃代 名和小学校・名和中学校

議案第7号

平成27年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

平成27年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

平成27年4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

1 平成27年度各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
(別紙のとおり)

2 発令年月日 平成27年4月1日

議案第8号

平成27年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

平成27年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

平成27年4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

1 平成27年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
(別紙のとおり)

2 発令年月日 平成27年4月1日

議案第9号

平成27年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の
任命について

平成27年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者を次のとおり任命す
るものとする。

平成27年4月22日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年4月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

- 1 平成27年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成27年4月1日

議案第 10 号

平成 27 年度 要保護児童生徒の認定等について

平成 27 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 27 年 4 月 22 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 27 年 4 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊澤百子

1. 平成 27 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 11 号

平成 27 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 27 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 27 年 4 月 22 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 27 年 4 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊澤百子

1. 平成 27 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 2 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第12号

区域外就学の許可について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成27年4月22日提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年4月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件